令和4年11月17日総務教育常任委員会消防本部警防課

専決処分関係資料(損害賠償の額を定めること及び和解のこと)

1 事故発生日時 令和4年9月3日(土)午後2時40分頃

2 事 故 発 生 場 所 相手方敷地内

3 損害賠償の相手方 加古川市在住 個人

4 事 故 の 概 要 市公用車が方向転換するために後進した際、車両の左後部が相 手方の門柱に接触し、門柱の一部が損傷した。

5 損害の程度 市側 物的損害 なし相手方 物的損害 門柱

專決日:令和4年11月7日 示談成立日:同年11月7日

7 損害賠償の額 82,500円(82,500円×100%)

8 予 算 措 置 等 当該事故に関する損害賠償金82,500円については、本市 と公益社団法人全国市有物件災害共済会との共済委託契約に基づ き、同会より相手方に支払われる。

現場状況図

